

消防用設備等設置届出書（消防法第17条の3の2）

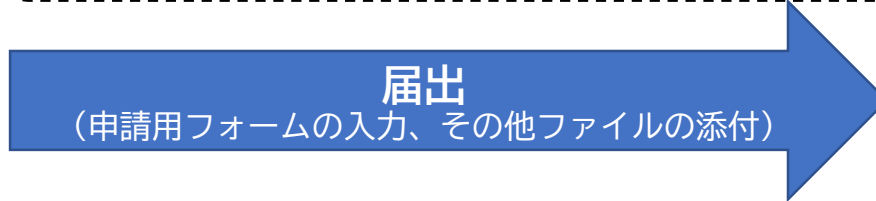
（東京共同電子申請・届出サービスによる届出）

入力フォームの入力例

「届出書の記入要領」を参考にしてください。
また、届出書の添付書類の例は「窓口での届出」ページにも記載していますが、**届出内容により必要な添付図書が変わります。**
ご不明な場合はあらかじめ届出予定の消防署にご確認ください。



届出者



届出

（申請用フォームの入力、その他ファイルの添付）



届出対象の建物を
管轄する消防署
（分署や出張所の場合もあります）

差し戻し連絡

添付ファイルが不足している場合等に通知されます。
※この場合、**まだ届出は完了していません**のでご注意ください。



受付結果通知

消防署の担当係が届出書の到着を確認した際に通知されます。

審査結果通知

届出内容の審査が終わると通知されます。



東京共同電子申請・届出サービス
を利用した届出時の留意事項

- 1 最低でも2回通知されます。
→受付結果通知、審査結果通知
- 2 差し戻された場合、再提出(再度届出)する必要があります。